

都市計画道路補助第217号線
(上祖師谷四、五、六丁目)

みちづくりニュース No.2

令和元年7月19日発行

編集・発行：世田谷区 道路・交通政策部
道路計画課

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03(5432)2538

FAX 03(5432)3067

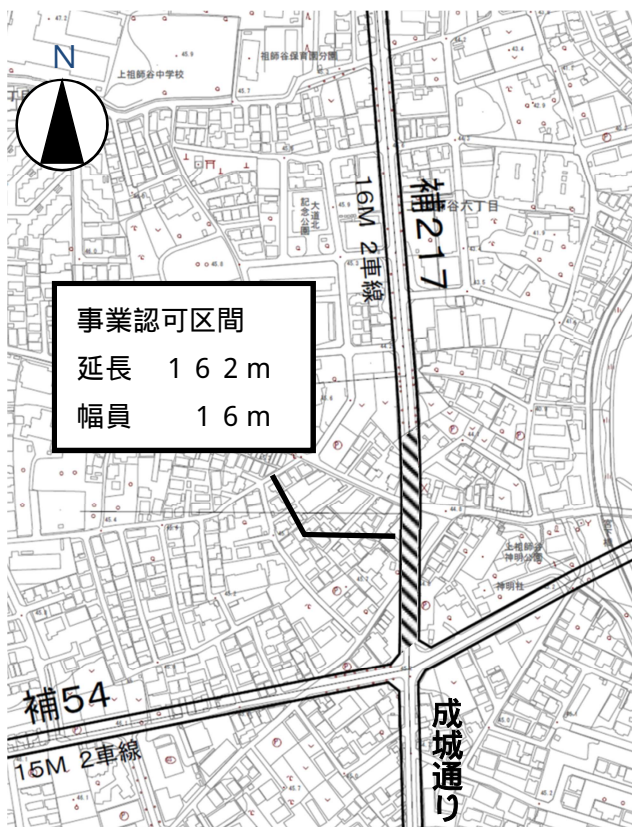
都市計画事業の認可を取得し、事業に着手いたします

区では、都市計画道路補助第217号線(上祖師谷四、五、六丁目)の整備に向けて、平成30年8月29日(水)に計画概要及び測量調査に関する説明会を開催し、現地状況を把握する現況測量及び都市計画道路にかかる敷地の面積を明確にする用地測量を実施し、その後、都市計画事業の認可取得に向けた手続きを進めてまいりました。

このたび、令和元年7月2日に東京都知事の都市計画事業の認可を取得し、道路事業に着手することになりました。事業期間は令和8年3月までの予定です。

これより事業を進めるにあたり、用地補償に関する内容を中心とした説明会の開催を予定しております。

引き続き、早期の道路整備をめざしてまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



これまでの経緯と今後の予定

平成30年8月

説明会
(測量調査等)

測量調査

令和元年7月

事業着手

説明会
(用地補償等)

補償調査

用地交渉・取得

道路工事

令和8年3月

事業完了

事業期間

本事業の概要、事業認可取得による制限について

本事業の概要について

都市計画事業の名称：東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第217号線

施行者の名称：世田谷区

事業地：世田谷区上祖師谷四丁目、上祖師谷五丁目及び上祖師谷六丁目各地内

建築等の制限について

事業認可日（令和元年7月2日）以降、事業地内で次のことをする場合は、世田谷区長の許可が必要になります。

- ・土地の形質の変更
- ・建築物や工作物の建設
- ・移動の容易でない物件の設置や堆積

土地建物の売買の制限について

事業地内の土地建物を売る場合には、事前に、買い主や予定金額などを、世田谷区へ届け出ることが必要になります。

また、その届出後30日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

ご不明の点や詳細についてご質問のある方は、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

世田谷区 道路・交通政策部 道路計画課 担当 谷口、大石

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 03(5432)2538 FAX 03(5432)3067